

椎葉民俗芸能博物館デジタルアーカイブ
および
柳田國男生誕150周年記念事業
業務委託募集要項(公募提案型プロポーザル)

1 案件名称

椎葉民俗芸能博物館デジタルアーカイブおよび柳田國男生誕150周年記念事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

椎葉村は第6次総合計画において「かえりたい郷で生きていく」を理念とし、地域文化教育に力を入れている。本事業では「民俗学発祥地」であるという椎葉村のもうひとつの魅力を村内の共有知とともに、地域一体となって国内外へ発信することを目指す。椎葉村は、日本民俗学の父である柳田國男が最初に著した民俗学的著作『後狩詞記』の舞台であり、民俗学史上重要な地域として長く研究者や専門家の耳目を集めてきた。民俗学は地域の風土に根ざした暮らしを記録することで、一地域ひいては日本列島の文化の独自性を明らかにしようとする学問である。『後狩詞記』執筆に際しては、当時の椎葉村長である中瀬淳(すなお)の功績も大きい。平成5年には、椎葉村教育委員会より副読本『抄訳 後狩詞記』を発刊しており、本村教育分野において『後狩詞記』は重要な役割を担っている。

村内において、「民俗学発祥地」を打ち出す教育・文化・芸術活動を継続的に実践し、それらを「いつでも・誰でも」使用できるまとまった共有知としてアーカイブすることが本事業の目指すところである。

そこで本事業は、柳田國男生誕150周年である本年を機に、博物館運営の基盤となる収蔵資料のデジタルアーカイブ、ならびに柳田民俗学の歴史をたどる教育観光事業を実施する。「民俗学発祥地」として村を周知することにより、従来は個々に取り上げられてきた村内の民俗文化を、「民俗学」というコンテンツのうえでひとつにブランディングする。これにより、「民俗学発祥地」としての椎葉村のブランド力を構築し、国内外の人々に椎葉および日本の民俗文化の本質を再発見する契機をもたらすことが本事業の目的である。

以上の目的を達成するため、受注者の持つデジタルアーカイブに関するノウハウや、デジタルコンテンツに関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

- ・椎葉民俗芸能博物館デジタルアーカイブデータベースおよびwebサイト構築業務
- ・柳田國男生誕150周年記念事業

※具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

(3) 事業規模(契約上限額)

金6,165,000円(消費税等を含む)

(4) 契約期間

契約締結日(7月中旬を予定)～令和8年3月6日(金)

(5) 履行場所

椎葉村内(但し、オンライン業務については履行場所を問わない。)

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、村は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 村側から提供する資料、貸与品等

別途委託事業者によって記録された椎葉民俗芸能博物館収蔵資料の画像・映像データ、収蔵カードに記載の情報等、別途委託業者によってデザインされたサイトヴィジュアルデータ等

※別紙「仕様書」を参照のこと。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

椎葉村財務規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本村と協議のうえ、仕様書および提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、椎葉村プロポーザル方式実施要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本村が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

契約締結後、本村の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 再委託について

(ア)本事業については基本的に協力事業所への再委託を可とする。ただし、応募は代表事業所が一括して行い、協力事業所名および協力事業所との業務配分については提案書に明記すること。

(イ)代表事業所は下記を再委託することはできない。

- a. 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- b. サイト構築等にかかる基本的なプログラミング業務等

(ウ)代表事業所は、(イ)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(エ)代表事業所は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、項目 4-(1)に記載の応募資格のすべてに該当する事業所であること。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が椎葉村暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 企業、NPO法人、その他の法人、または共同企業体(本事業を実施するため、複数の事業者等で構成された団体)であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する団体。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)の統制の下にある団体でないこと。

(2) 定期的に対面あるいはオンラインでの協議ができる者であること。

(3) 過去に地方公共団体または民間事業者における同事業実施の実績があること。

(4) 村が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第4条の指名競争入札参加資格審査申請書(業務委託)を提出し、審査を受けた者であること。

※未申請の場合、指名競争入札参加資格審査申請書(業務委託)を提出し、審査を完了すること。提案書提出期限までに申請書を提出。(参考 URL:

<https://www.vill.shiiba.miyazaki.jp/affair/ebid/>)

(5) 椎葉村入札参加有資格業者の指名停止に関する要領(平成23年要領第2号)の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

5 今後のスケジュール(予定)

公募開始	令和7年6月12日(木)
質問書提出期限	令和7年6月18日(水)
質問に対する回答期日	令和7年6月23日(月)
企画提案書の提出期限	令和7年7月8日(火)
ヒアリング審査(プレゼンテーション)	令和7年7月15日(火)
審査結果通知	令和7年7月18日(金)
契約締結・事業開始	令和7年7月中旬
事業完了	令和8年3月6日(金)

(1) 一般公募の開始(ホームページ上にて、実施要領・提出書類様式等の公表)

公募開始 令和7年6月12日(木)

(2) 質問書の提出

提出期限 令和7年6月18日(水) 午後5時(必着)

提出書類 書面(任意様式、A4版)

提出方法 電子メールによる提出とする

(3) 質問書に対する回答

回答期日 令和7年6月23日(月)

回答方法 全事業者へ同内容を電子メールにて送信する

(4) 提案書の提出

提出期限 令和7年7月8日(火) 午後5時(必着)

※応募多数の場合、書類審査を行い選定結果をすべてのプロポーザル参加者に通知し、また、本村ホームページに掲載する。

(5) ヒアリング審査(プレゼンテーション)

日程 令和7年7月15日(火)

13:10 集合

13:30 ヒアリング審査開始

場所 椎葉村役場庁舎

時間 提案内容説明:20分、質疑 10分

※詳細は別途通知する。

(6) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、すべてのヒアリング審査参加者に通知し、また、本村ホームページに掲載する。

6 提案書の提出書類

本業務への提案に係る提出書類及び提出部数は次のとおりとする。

(1) 提案書提出届(様式1)

(2) 提案書

A4判縦用紙、横書き(A3判を使用する際は折り込みとする)20頁以内(表紙及び目次頁は含まない)で、次の内容を含むこととし、目次・頁数を設けること。

①表紙には、タイトル及び提案社名を記載すること。

②デジタルコンテンツ製作における貴社の基本的な考え方、方針、重点事項、特長等

③デジタルコンテンツ製作における具体的な業務内容と方法

④業務実施体制(業務責任者・担当者等の体制・役割、経歴・経験年数等)

⑤業務工程表

⑥貴社が実施した類似事業実績一覧表

(3) 会社概要書

様式は任意とする。(既存パンフレット等可。)

(4) 見積内訳書

費用の積算内訳がわかるものを提出すること。(消費税等を含む。)

下記の大項目毎に記載すること。大項目中に詳細(小項目)が必要な場合は記載すること。

(ア) サイト構築費用見積書(仕様書に記載の事業①～③)

・設計費

・デザイン費

・翻訳費(多言語対応について、少なくとも英語には対応すること。AIによる自動翻訳システム等の導入も可とする)

・制作費、構築費

・ハードウェア導入費(必要に応じて)

・ソフトウェア導入費(必要に応じて)

・ソフトウェアライセンス費(必要に応じて)

・データ移行作業費

・運用マニュアル製作費

・その他必要となる経費(進行管理費、ディレクション費等)

(イ) オンラインコンテンツ制作費用見積書(仕様書に記載の事業④～⑤)

(ウ) サイト保守費用見積書

様式任意。契約後、継続してサイトを運用するために必要な費用(年単位)をすべて含めること。

(5) 提出部数

提案書提出届(様式1) 1部

提案書 正本 1部・副本 12部

会社概要書 1部

見積内訳書 1部

7 提案書の提出方法

椎葉村役場教育委員会社会教育グループへ持参もしくは郵送(令和7年7月4日(金)必着)

宛先 〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762 番地 1

椎葉村役場 教育委員会 社会教育グループ

※電子メールでの提出は不可。

※質問等、応募前の問い合わせ先とは異なるので注意すること。

8 提案に当たっての注意事項

(1)本提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2)本提案に関する提出物は返却しない。

(3)提出後の提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(4)本提案は、選定以外の目的には使用しない。ただし、提出物については椎葉村情報公開条例(平成13年条例第1号)による公開請求の対象となる。

(5)本提案により採用された場合、提案したすべての内容の契約を保障するものではなく、今後、国の指針等の変更等も視野に入れ、適宜、協議を行い決定していくものとする。ただし、別途業務仕様書に示す内容から逸脱してはならない。

(6)情報の授受はメール・紙媒体での郵送・FAXを想定しているが、通信に関する事故が発生した場合は、本村はいかなる責任も負わない。

(7)本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 契約等

審査の結果、事業者の決定がなされた後、見積価格が本村の設定した予定価格内である場合に契約の締結がなされるものとする。

10 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

(1)選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

(2)他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(3)事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

(4)提出書類に虚の記載を行うこと。

(5)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11 問い合わせ先

椎葉民俗芸能博物館(プロポーザル担当)

所在地：〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1822 番地 4

電話番号:0982-68-7033

FAX 番号:0982-68-7031

メールアドレス:shiibamuseum@gmail.com

※提案書の提出先とは異なるので注意すること。

以上。